

# 大東市国民健康保険特定保健指導業務仕様書

## 1. 業務名

大東市国民健康保険特定保健指導業務

## 2. 業務概要

「大東市国民健康保険特定保健指導業務」（以下「保健指導業務」という。）の実施に関しては、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】（厚生労働省健康局）」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」【第4.1版】（厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室）」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号 令和5年12月26日厚生労働省第161号改正）に準ずるものとする。

## 3. 実施期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

（令和7年4月1日～令和9年3月31日特定健康診査受診者および人間ドック助成事業利用者が対象）

## 4. 特定保健指導対象者

令和7年度および令和8年度大東市国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）受診者および人間ドック助成事業利用者のうち、発注者が特定保健指導対象者とした者。

### 【参考：特定保健指導対象者と利用者実績】

対象者：資格喪失者および75歳到達者は除く

利用者：途中終了者を含む

#### 令和5年度

対象者：動機付け支援 415人

積極的支援 180人

利用者実績：動機付け支援 91人（うち直営16人）

積極的支援 30人（うち直営4人）

うちオンライン面接2人

#### 令和6年度（令和7年6月現在）

対象者：動機付け支援 390人

積極的支援 143人

利用者実績：動機付け支援 63人（うち直営12人）

積極的支援 16人（うち直営1人）

うちオンライン面接4人

## 5. 特定保健指導業務

### (1) 面接実施場所

ア. 平日

原則大東市立保健医療福祉センターとするが、都合により変更する可能性が

ある。

ただし、平成25年度厚生労働省告示第93号第2「特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存に関する基準」の2「施設・設備等に関する基準」を満たし、市内のアクセスがよい会場であれば、利用者の希望を勘案し、大東市立保健医療福祉センター以外の会場も可とする。

イ. 土曜日・日曜日・祝日

平成25年度厚生労働省告示第93号第2「特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存に関する基準」の2「施設・設備等に関する基準」を満たし、市内のアクセスがよい会場を使用し、かつ利用者の希望を勘案し、契約期間中に年9回以上、土曜日・日曜日・祝日に実施できる体制を整えること。会場の相談可能。

ウ. 情報通信技術（ICT）を活用した特定保健指導（以下、オンライン面接）が実施できる体制を整えることとし、その場合は受注者で実施場所を用意すること。

なお、利用者に対する実施のための補助（サービス使用方法の説明や個人情報流出防止に関する注意喚起等）は、受注者が実施することとし、使用機器、通信環境及び通信費については、受注者、利用者各自で負担すること。

(2) 面接実施日時

平日の保健指導については、発注者が指定する日程から月2回程度設定すること。その他、オンライン面接や土曜日・日曜日・祝日の休日の保健指導も含めた日程案を保健指導の案内を送付する前月末までに、発注者に提示し、承認を得ること。

(3) 業務実施者

ア. 全ての保健指導の実施者に対して、保健指導の質の管理を行い、健診・保健指導の研修ガイドライン（令和6年度版）に基づく研修プログラムまたは同等のレベルの研修、禁煙指導の研修を計画的に受けさせていること。

イ. 同一の保健指導利用者には可能な限り同じ実施者が指導し、同じ実施者ではない場合は、連続性のある効果的な特定保健指導の実施に努めること。

(4) 特定保健指導実施にむけての準備

ア. 特定保健指導プログラムの作成

プログラムの作成は、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）に基づき作成すること。

イ. 特定保健指導プログラムや使用するテキスト等については、あらかじめ発注者に提出し、承認を得ること。

ウ. 特定保健指導の案内ちらし

発注者が受診者に送付する「大東市特定健康診査結果のお知らせ」に同封するため、内容の承認を得たうえで必要部数を毎月10日までに納品すること。

なお、発注者が指定した内容で作成し、カラー印刷すること。

エ. 申込受付

特定保健指導の利用申し込み受付については、発注者で一括して受け付けする。その後、受注者委託分について発注者より連絡する。

## (5) 特定保健指導の実施

### ア. 計測等

体組成測定器（体重・体脂肪率・筋肉量等測定出来る機器）による測定を行う。

### イ. P H R（パーソナルヘルスレコード）データの活用

利用者に対し、血圧・心拍数・体重・体脂肪・食事・運動・服薬等の健康状態等に関するデータ（P H R）を日々測定し、健康管理アプリケーション等の電子媒体に記録するように促し、それらを活用した保健指導を実施できる体制を整えること。

### ウ. 初回面接の実施

（ア）実施方法は、個別面接での支援とする。なお、面接はオンライン面接も含む。

（イ）受診勧奨値の場合は、医療機関への受診勧奨を行うこと。

（ウ）特定保健指導支援計画書を作成すること。

### エ. 継続支援（積極的支援のみ）の実施

実施方法は、個別指導とし、面接、通信（電話、または電子メール、FAX、手紙、チャット等）とすること。なお、面接はオンライン面接も含む。

### オ. 実績評価

初回面接から3か月以上経過後に、面接、通信（電話、または電子メール、FAX、手紙、チャット等）による実績評価を実施すること。なお、面接はオンライン面接も含む。

カ. 積極的支援において、継続支援もしくは実績評価時に原則1回は面接による支援を行うこと。

### キ. 積極的支援における支援ポイント

厚生労働大臣が定める実施方法に掲げるポイントの算定及び要件に基づき、180ポイント以上の支援を実施すること。

ク. 特定保健指導実施後のアンケートを発注者との協議の上作成し、実施すること。

## (6) 特定健診集団健診受診者への初回面接分割実施

### ア. 実施日時・場所

当市が令和7年度・令和8年度中に実施する特定健診集団健診会場

#### 【令和7年度の集団健診の日程・場所】

日時：令和7年11月16日（日）、12月21日（日）

時間：9時00分～13時00分頃

場所：大東市立保健医療福祉センター

### イ. 実施内容

#### （ア）初回面接1回目

受診者（定員60人/日）のうち、腹囲・体重・血圧・喫煙歴等の状況から、特定保健指導対象と見込まれる人に対し、保健師等の専門職が初回面接1回目を行い、行動計画を暫定的に作成する。実施にあたっては、保健師等の専門職を4名配置すること。ただし、受診予定者の人数によって変動する可能性がある。

#### （イ）初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、当該行動計画を完成する。初回面接を分割して実施した場合は、初回面接2回目に引き続いて同一日に継続的な支援

を実施することも可能である。初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3か月以内に実施する。初回面接を分割して実施した場合は、積極的支援及び動機付け支援の実績評価は、行動計画の策定が完了する初回面接2回目から起算して3か月経過後とする。

【参考：令和6年度利用者実績（集団健診3日間の合計）】

特定保健指導対象者：23名

うち集団健診当日に初回面接を実施した者：14名

#### (7) 実施報告書の作成・提出

- ア. 保健指導の実施結果については、受注者が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、発注者の委託を受けて決裁を代行する大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への送付を速やかに行うものとする。
- イ. 保健指導の未利用者把握のため、初回面接終了後の出欠の報告を速やかに行う。
- ウ. 初回面接や支援状況等について、実施者一覧にまとめて発注者へ毎月報告するものとする。報告項目や様式については、発注者と協議の上、決定すること。
- エ. 初回面接後の継続支援および実績評価において、1か月以上連絡がとれない場合は、発注者に速やかに報告すること。
- オ. 途中終了者（脱落・資格喪失等）が発生した場合は、発注者へ報告書を提出すること。その際、発注者が指定する項目（連絡した日時、回数、方法など）を報告すること。
- カ. 保健指導においては、（7）アに定める電子データの送付や、特定保健指導の記録等に加え、発注者が求めた場合に、受注者は電子データ又は紙により直接提出するものとする。
- キ. 効果的な特定保健指導の実施のために、『特定保健指導事業計画書』を作成し、それをもとに委託業務実績評価を行い、『年度実施報告書』として発注者に提出し報告すること。『年度実施報告書』は、アウトプット評価（性別・年齢別に分けた保健指導予約人数、実施人数、脱落者人数等）、アウトカム評価（測定結果等）、アウトカム評価（アンケート評価等）、プロセス評価（アンケート評価等）を簡単にまとめた報告とする。

#### (8) その他

- ア. 利用中断者への対応  
初回面接実施後の継続支援および実績評価において、連絡が取れない、または連絡をしても返答がない場合、土曜日・日曜日・祝日や夜間帯等、曜日や時間帯を変更するなど、方法を変えて最低3回以上の利用勧奨を実施すること。
- イ. 対象要件を喪失した場合の取扱い  
特定保健指導の申込から初回面接までの間や、支援の途中で国保資格の喪失（75歳に到達し、後期高齢者医療保険に資格異動した者を含む）や服薬の開始等対象要件に該当しないことが判明した場合、可能な限りその後保健指導を行い、その場合の支払いは発注者に直接請求できるものとする。
- ウ. 糖尿病、高血圧、脂質異常症の生活習慣病に係る服薬の取扱い  
糖尿病、高血圧、脂質異常症の生活習慣病に係る服薬中であるが質問票への誤記入等により特定保健指導対象となった場合や特定健診受診後または特定保健指導開始後に服薬が開始となる場合を考慮し、保健指導時には必ず服薬の確認

を行うこと。

服薬中であることや途中服薬が開始となったことが判明した場合は、主治医と連携をとり、特定保健指導を利用することが問題ないとされた場合は、特定保健指導の対象者とみなし特定保健指導を継続することは可能とし、利用者の意向もふまえて判断すること。なお、主治医との連携を利用者を介して行うことは差し支えない。

#### エ. 緊急時の対応

午前中の保健指導実施については午前7時の時点で東部大阪・大東市に暴風警報が発令されている場合に中止とし、午後実施については午前11時の時点で暴風警報が発令されている場合に中止とする。また、中止の際は、受注者から利用者に連絡することとする。

暴風警報以外にも災害などが発生した場合には、発注者の指示に従うものとする。

中止に伴い発生した費用については、受注者の負担とする。

### 6. 支払金額

- (1) 募集に係る費用や会場費は、当該年度末に実績による一括払いとする。
- (2) 特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後および実績評価終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、内訳書に定める単価および支払条件に基づき、大阪府国保連合会に請求するものとする。受注者からの請求を受けて大阪府国保連合会は支払いを行った後に発注者に対して請求をし、発注者は大阪府国保連合会に対して支払うものとする。
- (3) 6(1)における結果の取りまとめ及び大阪府国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを収録した電子媒体を期限までに必着する方法をとるものとする。
- (4) 初回面接、継続支援、実績評価でそれぞれ保健指導実施機関が異なる際（初回のみ受注者が実施したなど）受注者への支払いはそれぞれの実施した回の割合のみとする。
- (5) 資格喪失者など返戻となるような保健指導業務に対しては、実績に基づいて別途直接払いとする。
- (6) 費用および委託料に変更が生じる場合は、国からの通知および事務連絡に準ずるものとし、別途協議する。
- (7) 年度をまたがる特定保健指導の費用の額は、特定健診を行った年度の契約額とする。
- (8) 対象要件や支援時期等に疑義が生じた場合は、発注者に確認協議することとする。当該確認協議なく実施された指導については、当該者に対する委託料の支払いを行わないことがある。

### 7. 再委託等の禁止

- (1) 受注者は、委託業務の処理の全部又は主たる部分を一括して第三者（以下「再

委託先」という)に委任し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (2) 受注者は、前項に基づき委託業務の処理の全部又は一部を再委託先に委託したときは、本契約に基づき受注者が発注者に対して負うものと同様の義務を再委託先に追わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に委託した委託業務の全部又は一部を、再委託先から更なる第三者へ再委託させてはならないものとする。
- (4) 発注者は、必要に応じ、受注者に再委託先の見直しを求めることができるものとする。
- (5) 本契約が終了したときは、再委託先に対する本件業務の再委託も同時に終了するものとする。
- (6) 受注者は、再委託を中止する場合は、発注者にその旨を事前に書面により通知するものとする。

## 8. 譲渡の禁止

受注者は、発注者が受注者に委託する業務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

## 9. 事故及び損害の責任

- (1) 受注者が業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、発注者及び受注者に故意又は重過失のない限り、受注者がその負担と責任において処理に当たるものとする。必要に応じて発注者と協議を図り対処すること。
- (2) 受注者は、提供資料の盗難、毀損若しくは汚損が生じたとき又は個人情報データの漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、本業務の履行において支障、苦情が生じた場合および事故が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、別紙様式①～③を提出すること。

## 10. 個人情報の保護

受注者が当該業務を実施するに当たっては、特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別添の「個人情報取扱特記事項」やガイドライン等を遵守するものとする。

### 11. 業務の調査等

- (1) 発注者は受注者に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。発注者から照会があった場合、受注者は速やかに対応するものとする。
- (2) 発注者は事業内容および実施状況の確認のため、必要に応じて特定保健指導の視察および同行を行うことができるものとする。

### 12. その他

- (1) 別紙の委託基準（具体的な基準）を満たす事業者であること。
- (2) 事業者は、できるだけ市の保健事業等も把握し、対象者にとって効果的なサービス提供を行うこと。

- (3) 法改正等により委託基準(具体的な基準)に変更が生じた際は、双方協議のうえ変更契約等の対応を行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議し決定する。

## 委託基準（具体的な基準）

### 1 人員に関する基準

(1) 特定保健指導の業務を統括する者(特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。)及び積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する

積極的支援をいう。以下同じ。)の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。)は、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。

(2) 常勤の管理者(特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。)が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

(3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。)の全てが判明した後に行う支援を含む。)、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から3月以上経過後に行う評価をいう。)を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。

(4) 積極的支援において、積極的支援対象者(実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。)ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。

(5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者(実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。)又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

(6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

(7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。

(8) 特定保健指導実施者(実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを行う者をいう。以下同じ。)は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。

(9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。

### 2 施設、設備等に関する基準

(1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。

(2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。

(3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。

(4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。

### 3 特定保健指導の内容に関する基準

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚

生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成 25 年厚生労働省告示第 91 号)に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。

- (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
- (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
- (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
- (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
- (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

#### 4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
- (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
- (3) 法第 30 条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。
- (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩えい、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること(例えば、特定健康診査の結果のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等)。

ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。

エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

- (7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

#### 5 運営等に関する基準

- (1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (3) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売(商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等)等を行わないこと。
- (4) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (5) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (6) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (7) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 統括者の氏名及び職種

ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容

- エ 特定保健指導の実施日及び実施時間
  - オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
  - カ 事業の実施地域
  - キ 緊急時における対応
  - ク その他運営に関する重要事項
- (8) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。
- (9) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (10) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (11) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (12) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (13) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。
- ア 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。
  - イ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
  - ウ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。
  - エ 再委託先及び再委託する業務の内容を(7)に規定する規程に明記するとともに、(7)に規定する規程の概要にも明記すること。
  - オ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。

(平成25年度厚生労働省告示第93号第2 参照)